

入 札 公 告

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札（総合評価落札方式（特別簡易型・事後審査型））を執行するので、藤枝市財務規則（昭和５２年藤枝市規則第１１号）第１２２条の規定に基づき公告します。

この入札は、電子入札システムを利用して執行します。

なお、本件は「藤枝市週休２日推進工事（建築工事）実施要領」及び「藤枝市週休２日推進工事（建築工事）積算要領」に基づく週休２日工事【完全週休２日（土日）Ⅰ型】とします。

令和８年９月７日

藤枝市 市長 北村正平

記

１ 入札に付する事項

入札番号	第 １ ４ ３ 号
工事名	（仮称）新学校給食センター建築工事
工事箇所	藤枝市 緑町二丁目 地内
工事概要	鉄骨造２階建て、延べ面積約５，４００㎡の新学校給食センター建築工事
工期（完成期限）	令和１０年９月２９日 限り
落札の制限	調査基準価格あり 失格判断基準あり
その他	本件工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象工事となる場合には、解体工事に要する費用、再資源化等に要する費用、分別解体の方法並びに再資源化等をする施設の名称及び所在地を契約条件書で定める。 なお、その内容は同法第１２条第１項の規定により受注者が発注者に対して行う説明の際確認するものとする。
発注者	藤枝市 市長 北村正平

２ 入札参加形態

藤枝市特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成１０年藤管第５０号）に定める特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

共同企業体として入札に参加する場合は、３に定める資格を満たす者によって構成され、次に掲げる条件をすべて満足する共同企業体であり、かつ、共同企業体としての入札参加資格の認定を受けた者であること。

（１）共同企業体の構成要件

ア 構成員の数

２者とする。

イ 構成員の組合せ

藤枝市における建設工事競争入札参加資格のある者で、かつ、３に示す共通要件及び代表構成員の資格要件を満たす１者と３に示す共通要件及びその他構成員の資格要件を満たす１者の組合せとする。ただし、各構成員は、当該工事の他の共同企業体の構成員となることができない。

ウ 結成方法

自主結成とする。

エ 出資比率

共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。また、出資比率の最小限度基準は、３０パーセント以上とする。

オ 存続期間

次に掲げる共同企業体の区分に応じて、それぞれ定める期間とする。

① 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体は成立してから、当該工事の請

負契約の履行後3箇月以上は存続するものとする。

- ② 当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体は成立してから、当該工事の請負契約が締結された日まで存続するものとする。

3 入札に参加するために必要な資格

【共通要件】

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 藤枝市における建設工事競争入札参加資格のある者であること。
- (3) 藤枝市入札参加資格停止措置要綱（平成25年藤枝市告示第178号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領（平成6年施行）に基づく指名排除を受けている期間中でないこと。
- (5) 1に掲げる工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

「1に掲げる工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

(株) 池田建築設計事務所（静岡市葵区呉服町1-30）

「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

- ア 当該受注者の発行株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (6) 監理技術者資格者証（建築）の交付を受けている監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

【個別要件】

＜共同企業体の代表構成員に求める要件＞

- (1) 対象工事の工種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
- (2) 静岡県内に本社又は藤枝市内に営業所を有する者であること。
- (3) 建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,100点以上の者であること。
- (4) 平成23年度以降に延べ面積2,500m²以上の建築一式工事を元請（共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員の場合に限る。）として施工した実績がある者であること。

＜共同企業体の代表構成員以外の構成員に求める要件＞

- (1) 藤枝市内に本社を有する者であること

4 入札日程等

入札参加資格確認申請書、特定建設工事共同企業体協定書等の交付方法	藤枝市ホームページからダウンロードとする。 https://www.city.fujieda.shizuoka.jp	
入札参加資格確認申請書、共同企業体協定書の写し、及びその他確認資料の提出期限	令和8年9月17日（木）正午まで （「藤枝市の休日を決める条例」に規定する休日（以下「市の休日」という）を除く）	電子入札システムにより提出すること。必要な書類一覧については、案件ごとに藤枝市ホームページに掲載するため、確認すること。
入札参加資格確認通知	令和8年9月24日（木）午後4時00分までに通知	電子入札システムにより通知する。
入札参加資格がないと認められた者による理由の説明要求期限	令和8年9月25日（金）から令和8年10月5日（月）の午後5時までに提出	契約検査課に書面（様式自由）を持参又は郵送により提出する。
入札参加資格がないと認	令和8年10月14日（水）までに書面により回答する。	

められた者への説明回答		
設計図書の閲覧	本公告日から 令和8年10月23日（金）まで	藤枝市ホームページ又は入札情報サービス（PPI）からダウンロードとする。
設計図書に関する質問	令和8年10月5日（月） （市の休日を除く）の正午まで	提出方法： 電子入札システムにより提出すること。
設計図書に関する質問の回答	電子入札システムに回答を掲載。	
入札方法	藤枝市電子入札運用基準に基づく電子入札。電子入札システムにより入札金額を入力し、「工事費内訳書」を電子入札システムの添付機能により添付し提出すること。	工事費内訳書の配布は、藤枝市ホームページからダウンロードとする。
入札書受付期間	令和8年10月22日（木）午前9時から 令和8年10月23日（金）午後2時まで	
開札日時	令和8年10月26日（月）午前9時	
開札場所	藤枝市役所西館3階 契約準備室	
電子くじ	適用 落札となるべき価格で入札をした者が2以上ある場合には、電子入札システムによる「電子くじ」により落札候補者を決定する。	
配置予定現場代理人、技術者届、企業の同種・類似工事の施工を証明する資料等の提出日	提出を求められた日の翌日から起算して2日以内（市の休日を除く）	提出場所： 藤枝市総務部契約検査課 提出時間： 午前9時から午後5時まで 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。
落札の可否	確認申請書等の提出期限日の翌日から起算して2日以内（市の休日を除く）に電子入札システムにより通知する。	

（注）開札の時刻は予定であり、当日の入札案件数、その他の都合により遅れる場合がある。

5 入札保証金等

入札保証金	免除
契約保証金	請負代金額の10分の1以上の額を納付（ただし、請負代金額が300万円未満の場合は免除。又、 <u>低入札価格調査を受けて落札した者にとっては、請負代金額の10分の3以上の額を納付。</u> ）
前払金	請負代金額の60%以内。（但し、中間前金払20%を含む。）
部分払	①請負代金額 100万円以上 500万円未満 1回以内 ②請負代金額 500万円以上 1,000万円未満 2回以内 ③請負代金額 1,000万円以上 5,000万円未満 3回以内 ④請負代金額 5,000万円以上 4回以内
契約書の作成	要（藤枝市建設工事請負契約約款による。）
工程表の提出	要
工事工程月報の提出	別途、指示による。
現場代理人及び技	書面

術者の氏名の通知方法	
工事PRに関する掲示物の設置	要（「工事PRに関する掲示物設置試行要領」によるので、別途ホームページ等で確認すること。）
工事カルテ（CORINS 登録）	請負代金額が500万円以上の場合は要
支払条件	前払金：あり（請負代金額が300万円以上の場合） 部分払金：あり この建設工事は令和8年度から令和10年度にわたるものであり、各年度の支払代金額の総額（前払金及び中間前払金を含む）は、当該年度の予算の範囲内で落札後に契約条件で定める。

6 総合評価

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点（発注者が設定している要件を満たしている場合に付与する点数）と加算点（価格以外の要素の内容に応じて付与する点数）の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）を算出し、落札者を決定する方式とする。

(2) 評価項目

評価項目については、次のとおりである。具体的な評価基準等については、「総合評価落札方式（特別簡易型）の実施に関する運用ガイドライン」による。

- ① 企業の技術力に関する事項
- ② 企業の信頼性・社会性に関する事項

※①と②の項目で最大45点の加算点とする。

(3) 落札候補者の決定

- ① 入札参加資格を満たしている場合に標準点を与え、更に企業の技術力等の内容に応じて加算点を与える。なお、標準点は100点とし、加算点の最高点を45点とする。
- ② 入札参加者は、価格及び企業の技術力等をもって入札し、次のアとイの要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき者の入札価格が藤枝市低入札価格調査制度事務取扱規程（平成13年藤枝市訓令第2号）に規定する調査基準価格を下回った場合は、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは次の要件に該当する入札をした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とすることがある。

ア 入札公告等において定めた入札参加資格等をすべて満たしていること。

イ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

- ③ 上記②において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(4) 同種工事

官公庁発注工事で平成23年9月8日（過去15年間）以降に元請け（JVでの実績は出資比率30%以上）として、延べ面積3,700㎡以上の給食センターの新築工事を受注し、引き渡し完了した工事の実績を有すること。

(5) 類似工事

官公庁発注工事で平成23年9月8日（過去15年間）以降に元請け（JVでの実績は出資比率30%以上）として、延べ面積2,500㎡以上の建築物（建築基準法別表第一に掲げる用途に供する特殊建築物）の新築工事を受注し、引き渡し完了した工事の実績を有すること。

(6) 落札の決定

入札後に落札候補者から提出された資料を審査し、その結果、参加資格要件を満たしており、評価値の最も高い者と確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし、資料の提出を求める。また、落札候補者が評価値の最も高い者でないと認めた場合も、次順位者を落札候補者とし、資料の提出を求める。

なお、落札者が決定するまで順次同様の手続きを行うものとする。

(7) 評価内容の担保

落札者の提示した企業の信頼性・社会性の評価項目において、「当該工事における地元（市内）の施工率」を加点申告し、加点された者については、工事完成時において履行状況についての確認を行うものとする。提示した内容が履行されず評価点が下回った場合は、工事成績評定において適正に評価します。（ケースによって、最大3点の減点が生じます。）

(8) その他

評価点確認申請書の申請点の記載にあたっては、総合評価落札方式（特別簡易型）の実施に関する運用ガイドラインを熟読の上、誤りのないように記入することとする。

7 契約の締結

- (1) 予定価格が1億5千万円以上の工事にあつては、落札決定後、仮契約を締結し、藤枝市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）に基づき、議会の議決があった時に本契約となる。

ただし、議決が得られない場合は無効とし、市は損害賠償の責を負わない。

- (2) 契約に関し、議会の議決を要する案件においては、落札決定の日から仮契約締結の日の前日までの間、入札公告に係る入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、仮契約を締結しない。

- (3) 契約に関し、議会の議決を要する案件においては、仮契約締結の日から藤枝市議会の議決の日の前日までの間、入札公告に係る入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しない。

- (4) (2)から(3)のいずれの場合においても、落札者に損害が生じて、市は一切の損害賠償の責めを負わない。

8 入札の無効

入札に際しては、藤枝市建設工事等競争契約入札心得、藤枝市等級指定型一般競争入札実施要領、藤枝市電子入札運用基準、藤枝市財務規則その他公示又は公表されている藤枝市の入札及び契約に関する規程に基づき執行し、それらの規程に示された条件に違反した入札は無効とする。

入札日時点において2に掲げる要件を満たさない又は法令の規定により入札に参加することができない者のした入札についても無効とする。

9 配置予定技術者等の資格・雇用関係

- (1) 配置予定技術者等の資格・雇用関係については、「主任・監理技術者及び現場代理人の受注者との雇用関係について」によるので、別途ホームページ等で確認すること。

- (2) 確認申請書等に記載した配置予定技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。

- (3) 確認申請書等に記載した配置予定技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できない。

- (4) 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」又は「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

10 契約書の作成

- (1) 藤枝市建設工事請負契約約款を用いて契約書を作成する。この場合原則として、設計

図書等を記載した書面の作成に替えて、電子署名が施された設計図書等を記録したＣＤ－Ｒを、契約書に添付することとする。

- (2) (1)にかかわらず書面による契約を希望する場合には、落札者の負担でＣＤから設計図書等を書面に出力すること。
- (3) 契約の締結にあたっては、落札者の費用負担で契約書を作成しなければならない。

1.1 その他

- (1) この入札におけるその他の事項については、別紙「制限付き一般競争入札（総合評価落札方式（特別簡易型・事後審査型））共通事項 電子入札用」、「入札参加資格及び技術資料の『事後審査型』について（総合落札方式）」に示すとおりとする。
- (2) 低入札価格調査制度については、「低入札価格調査制度事務取扱規程・マニュアル」によるので、別途ホームページ等で確認すること。
低入札価格調査を受けて落札した者にあつては、現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者を、兼ねることができない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 中間前金払制度及び地域建設業経営強化融資制度については、「建設工事の中間前金払に関する取扱要綱」及び「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾事務取扱要領」によるので、別途ホームページ等で確認すること。
- (5) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、入札を保留することがある。
- (6) 申請のあった配置予定の技術者を配置できない場合やCORINS等により配置予定の技術者の専任義務違反の事実が確認された場合は、原則、契約しない、または契約を解除する。
- (7) 他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合や従事している工事の未完了等により、技術者が配置できないにもかかわらず入札した場合は藤枝市入札参加資格停止措置要綱（平成２５年藤枝市告示第１７８号）に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (8) 地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。
 - ・下請施工を必要とする場合は、可能な限り藤枝市内の業者へ発注するよう努めること。
 - ・工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り藤枝市内の業者へ発注するよう努めること。
- (9) 下請施工を必要とする場合、社会保険等未加入者との一次下請負契約を締結することは原則できない（適用除外者（加入義務がない者）は除く）。
- (10) 藤枝市電子入札運用基準第 3-4 の規定により、IC カードは JV 代表者が単体企業として利用者登録済みの IC カードを使用するものとし、特定 JV の結成時に「電子入札利用届（特定 JV 用）（様式 2）」を契約検査課窓口提出しなければならない。
- (11) 本工事は、発注者及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム（ASP）の対象工事であるため、受注者は情報共有システムの利用の有無を発注者と協議し決定すること。

*****未来への礎を創る品質と効率化に優れた公共調達*****

藤枝市 総務部 契約検査課

〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11番1号

TEL 054-643-3249

FAX 054-643-3185

E-mail keiyakukensa@city.fujieda.shizuoka.jp
